

院内感染防止対策に関する取り組みについて

医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号に基づき、鹿児島大学病院（以下「本院」という。）の院内感染対策の確保に係る指針を定め、下記の通り院内感染対策に取り組んでいる。

I. 院内感染対策に係る基本的な考え方

1. 患者の安全を最優先とする。
2. すべての医療従事者その他職員が院内感染対策及び抗菌薬適正使用活動（以下「院内感染対策等」という。）の重要性を認識し、院内感染予防策を遵守し、安全な医療環境の提供に努める。
3. 医療従事者が院内感染し又感染源と成り得ることを十分認識し、医療従事者その他職員の安全の確保と医療環境の整備にも配慮するものとする。

II. 院内感染対策に係る組織体制、業務内容

【組織体制】

1. 人的体制
 - ①病院長、②感染制御部長、③感染制御部副部長、④感染制御部部長補佐、⑤院内感染管理者、⑥感染制御担当スタッフ
2. 審議等組織
 - ① 感染症対策委員会
 - ② ICT（インфекションコントロールチーム）スタッフ会議
3. 協力連携組織
 - ① 各部署のリスクマネージャーから成るリスクマネージャー連絡会議

【業務内容】

1. 医療関連感染症発生や薬剤耐性菌検出の監視・把握に関すること。
2. ICT（インфекションコントロールチーム）ラウンドの実施・報告・分析に関すること。
3. 感染報告の取りまとめ、分析に関すること。
4. 感染防止対策のための指導・助言に関すること。
5. 抗菌薬適正使用の推進に関すること。
6. 医療関連感染症の診療支援に関すること。
7. 本院職員の職業感染対策や血液体液曝露後の対応に関すること。
8. 感染制御のための改善方策に関すること。
9. 感染制御に係る教育・研修事業の企画及び運営に関すること。
10. 感染制御に係る患者や家族への説明等の対応状況の確認・指導に関すること。
11. 感染制御に係る法令等に基づく外部機関への報告、説明及び相談に関すること。
12. 地域医療機関や行政機関からの感染制御に係る相談に関すること。
13. 感染制御ネットワークの拠点医療機関としての、鹿児島県における感染制御活動の推進に関すること。
14. 国公立大学附属病院感染対策協議会や感染症関連学会等との感染制御の推進に係る連携に関すること。
15. ICT スタッフ会議・感染症対策委員会の運営に関すること。
16. 感染制御に係る連絡調整に関すること。

III. 抗菌薬適正使用のための方策

感染制御部のもと抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を置き、感染症治療の早期モニタリングとフィードバック、微生物検査・臨床検査の利用の適正化、抗菌薬適正使用に係る評価、抗菌薬適正使用の教育・啓発等を行うことによる抗菌薬の適正な使用の推進を行う。

IV. 他の医療機関等との連携体制

1. 保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3に係る届出を行った医療機関と合同で、年4回、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行っている。また、このうち1回は、新興感染症の発生等を想定した訓練を実施している。
2. 感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算を算定する医療機関に対し、必要時に院内感染対策に関する助言を行う体制を有する。
3. 他の保険医療機関（感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）と連携し、年1回、当該加算に関して連携するいずれかの保険医療機関に相互に赴いて感染防止対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告している。また、年1回、当該加算に関して連携するいずれかの保険医療機関により評価を受けている。
4. 介護保険施設等または指定障害者支援施設等からの求めがあった場合は、実地指導等感染対策に関する助言を行う。また、介護保険等または指定障害者支援施設等に対する感染対策に関する研修を必要時に実施する。